

規制対象事項チェックリスト

114 機械集材装置

1. 機械集材装置の林業架線作業においては、作業主任者を選任し、原動機の定格出力が 7.5 キロワットを超えるもの、支間の斜距離の合計が 350 メートル以上のもの、または最大使用荷重が 200 キログラム以上のものについては、林業架線作業主任者免許を受けた者に行わせている。
2. 運転は、特別の教育を受けた者に行わせている。
3. 荷かけ作業および荷外し作業は、クレーン等安全規則 221 条に準じ、一定の技能を有する者に行わせている。
4. 機械集材装置の林業架線作業においては、作業主任者を選任し、原動機の定格出力が 7.5 キロワットを超えるもの、支間の斜距離の合計が 350 メートル以上のもの、または最大使用荷重が 200 キログラム以上のものについては、林業架線作業主任者免許を受けた者に行わせている。
5. 接地の際に、使用ワイヤロープ中央垂下比等索張りの基本となる一定の事項を明示したかどうかを、設計計算書、作業手順書等により確認している。
6. 有効な制動装置を備えている。
7. 主索、控索および固定物に取り付ける作業索は、支柱、立木、根株等堅固な固定物に 2 回以上巻き付け、かつ、クリップ、クランプ等で確実に取り付けている。
8. ヘッドツリーまたはテールツリーの控索の取付は、[1]控索は 2 以上とすること、[2]控索は、前方角が後方角より大きい場合にはスタンプ側に、前方角が後方角より小さい場合には、支間側にとり付けること、[3]控索と支柱のなす角度は、30 度以上とすること、[4]控索の方向と主索を含む鉛直面との角度は 30 度以上とすること、[5]控索はサドルブロックの台付ロープよりも上方に少なくとも 10 センチメートル程度の間隔をおいて取り付けることとしている。
9. 作業策の端部を搬器またはロージングブロックに取り付ける場合は、クリップ止め、アイスプライス等の方法により確実に取り付けている。
10. 台付けロープは、安全係数が 4 以上のものを使用し、正しく取り付けている。
11. 巻き上げ索は、主索と接触しないように取付ている
12. ワイヤーロープは、安全係数が主索で 2.7 以上、作業索および控索では 4 以上、巻き上げ索および荷吊り索では 6 以上であるものを使用している。
13. より線および鉄線は、台付けロープおよびワイヤロープの索としては使用させていな

い。

14. ワイヤロープについては、1 本よりの間で素線数の 10 パーセント以上が切断したもの、摩耗による直径の減少が公称径の 7 パーセントを超えるもの、キンクしたものまたは著しい形くずれや腐食のあるものを使用させていない。
15. 集材機の据付場所は、[1]主索の直下付近でない、[2]台付けロープの切断等により作業索またはガイドブロックが反発または飛来するおそれがないこと、[3]落石または出水により危害を受けるおそれがないこと、[4]ガイドツリーまたはヘッドツリーからドラム幅の 1.5 倍以上の距離がとれること、[5]集材機を水平に据え付けることができ、かつ、集材機を固定するための堅固なアンカーが得られること、[6]なるべく集材地域や荷卸し場所がよく見えることにより選定している。
16. 主索の下または作業索の内角側であって、荷の落下、索の反発等の危険がある箇所には、職員を立ち入らせていない。
17. 荷掛け作業および荷外し作業について安全作業標準を作成し、遵守している。
18. 全幹集材の場合には、荷を 2 点吊りとするかまたはおろし盤台にカスリ等の設備を設けている。
19. 組立または変更を行った場合、試運転を行った場合、強風、大雨、大雪等の悪天候の後および中震以上の地震の後の場合並びにその日の作業を開始しようとする場合には、所定の事項について点検を行っている。
20. 林業架線作業は、作業主任者の直接の指揮のもとに行っている。
21. 組み立てた場合または主索の張力に変化を生ずる変更をした場合は、主索の安全係数を検定し、かつ、その最大使用荷重の荷重で試運転を行っている。
22. 現場の見やすい場所に、[1]最大使用荷重、[2]中央垂下比、[3]支間の斜距離および傾斜角、[4]主索および作業索の安全係数、[5]原動機の定格出力および集材機の最大牽引力、[6]予定使用期間、[7]林業架線作業主任者の氏名、[8]運転者の氏名を表示している。